

## そうか公園協議会設置要綱

〔 令和 7 年 7 月 1 7 日  
告示第 5 3 6 - 2 号 〕

### (設置)

第 1 条 市民主体の多角的な視点によりそうか公園の利便性及び魅力を高め、もって市民に愛されるそうか公園を実現するため、都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 1 7 条の 2 の規定に基づき、そうか公園協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) そうか公園のリニューアルに関する事項
- (2) そうか公園の魅力の向上に関する事項
- (3) そうか公園の施設の整備及び管理運営に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、協議会の設置目的を達成するために必要な事項

### (委員の構成等)

第 3 条 協議会は、委員 1 0 人以内とし、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域関係者の代表
- (3) 公募による市民
- (4) 公園管理者
- (5) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(ウェブ会議の実施)

第7条 協議会は、ウェブ会議（インターネットを通じた映像及び音声の送受信により各委員の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を用いた会議をいう。）により開催することができる。

(関係者の出席)

第8条 協議会は、協議事項に関し必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 協議会の関係者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、都市整備部みどり公園課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月17日から施行する。